

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

重要事項説明書

介護予防給付によるサービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 開設者

開設者の名称	一般社団法人 鶴岡地区医師会
種別	一般社団法人
代表者名	福原 晶子

2. ご利用の事業所

事業者の所在地及び名称	〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町1番34号 地域包括支援センター つくし		
電話番号	0235-29-1256	FAX	0235-25-3231
指定事業者番号	0600700033		

3. 事業の目的と運営の方針

事業目的	介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成し、包括的・継続的に支援を行う
運営の方針	利用者の意欲・能力を引き出し、自立生活を支援する

4. 営業日及び営業時間

事業所の名称	地域包括支援センター つくし
営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日、8月13日、12月29日～1月3日は除く)
営業時間	8時30分～17時15分

5. 通常の事業の実施地域

実施地域	第三学区・湯田川地区・田川地区
------	-----------------

6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの概要

職 種	内 容	利 用 料
要介護・要支援認定の申請代行	要介護・要支援認定を受けるための申請書を市役所へ提出します	無 料
介護予防サービス計画の立案	同意を得て、利用者・家族の方と一緒に介護予防サービス計画を作成します	
情 報 提 供	介護予防サービス提供事業所・インフォーマルサービス等の情報をお知らせします	
連 絡 調 整	ご利用になるサービス機関との連絡調整を行います	

※介護予防サービス計画費については、介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業より全額事業者に給付されるため、原則として利用者負担はありませんが、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、一旦全額お支払いいただく場合があります。

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2) 利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 職員に対し虐待防止等のための研修会の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

8. 身体拘束等の適正化について

- (1) 職員は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 感染症の予防およびまん延の防止について

事業者は、感染症の予防およびまん延の防止に努め、感染防止に関する委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を整備します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていきます。

10. 業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定にあたっては感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練を実施するものとします。

11. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

12. 事故発生への対応

介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)のサービス提供中に、利用者の状態に変化、その他、緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡等必要な措置をします。

13. 秘密保持

正当な理由がない限り、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)のサービス提供にあたって知り得た契約者または家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た契約者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

サービス担当者会議における個人情報の取り扱いについては、契約者及び家族の同意を得た上で用いることとします。

14. 苦情申立先

地域包括支援センター つくし ご利用時間 8時30分～17時15分
電話番号 0235-29-1256 ご利用方法 面接又は電話

私は、本書面により、事業所から介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)についての重要事項の説明をうけ同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所
(ご本人)

氏名

㊞

署名代行人 住所
(ご家族等)

氏名

㊞

【説明者】

地域包括支援センター つくし 氏名

㊞